

# 国民健康保険特集号

《問合せ先》  
 西宮市市民局国民健康保険グループ  
 国保収納グループ  
 〒662-8567  
 西宮市六湛寺町10番3号  
 Eメール/vo\_kokuho@nishi.or.jp

## 12月1日からは新しい国民健康保険証で

今年も、12月1日から国民健康保険の保険証が新しくなります。保険料の滞納がない世帯には、11月下旬に新しい保険証を郵送します。新しい保険証の色は、一般の世帯が「若竹色」、退職者医療制度の該当世帯は「白茶色」です。

12月1日以降は医療機関での受診の際、必ず新しい保険証を窓口に掲示してください。現在の保険証は、有効期限の11月30日を過ぎると使用することができませんのでご注意ください。

### 納付相談会のお知らせ

保険料の滞納があり、新しい保険証が郵送されない世帯を対象に納付相談を行います。日時および会場は次のとおりです。

- 1 日時 11月24日(木)から12月2日(金)まで  
 9:30~12:00 と 12:45~17:00

※期間中は土・日曜日でも開設しています(ただし、土・日曜日は本庁舎正面の玄関からお入りください)。

- 2 会場 市役所本庁舎2階 252会議室

- ◆対象となる世帯には事前に文書で納付相談会のお知らせをお送りします。
- ◆納付相談により納付計画を立てたうえで保険証または短期証を交付します。

※納付相談についてのお問い合わせは、滞納対策チーム(電話0798-35-3091・3155)まで。

### 保険料の納付・還付も口座で 便利な口座振替をご利用ください!

毎月の保険料。納付したい気持ちはあっても毎月金融機関に行くのは大変。そんな方には、口座振替をお勧めします。最初に金融機関・郵便局の窓口で手続きをすれば、保険料の引落としや還付金の振込みができます。

#### どこで手続きするの?

預貯金口座のある金融機関・郵便局です。

#### 手続きに必要なものは

- ①預貯金通帳
- ②預貯金通帳の届出印
- ③世帯主の認印
- ④保険証(被保険者証番号の分かる納付書などでも可)

なお、口座振替依頼書は、市内の金融機関・郵便局に常備しています。

※口座振替についてのお問い合わせは収納チーム(電話 0798-35-3156)まで。

### 保険料を滞納しつづけるとどうなるの?

災害など特別な事情がないにもかかわらず保険料の滞納を続けると、滞納した期間に応じてさまざまな不利益が生じます。保険料は必ず納期限内に納付してください。また、どうしても納付が困難な場合は、そのままにせず市役所の国民健康保険窓口にご相談ください。

#### ◆保険証の返還、資格書の交付

保険料を各納期限から1年間以上滞納すると、市は世帯主に対して保険証の返還を求めます。保険証を返還した世帯には、保険証の代わりに「被保険者資格証明書(資格書)」を交付します。この資格書で受診した場合は、いったん医療費を全額負担し、後で保険給付分の支給申請をしなければなりません。

#### ◆保険給付の差止め、滞納保険料への充当

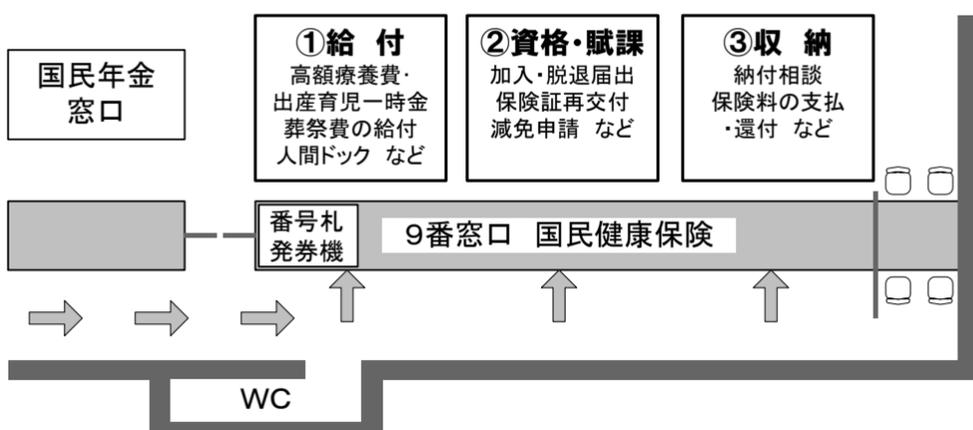
保険料を各納期限から1年6ヵ月間以上滞納すると、保険から給付されるはずの医療費や出産育児一時金などの一部または全額が差止められる場合があります。さらに滞納を続けた場合は、差止められた給付額を滞納した保険料に充てる場合もあります。

#### ◆短期被保険者証(短期証)の交付

災害など特別な事情がある場合であっても、納付状況によっては期限の短い「短期被保険者証(短期証)」を交付する場合があります。

### 国保の窓口のお知らせ

市役所本庁舎1階にある国保の窓口(9番窓口)には、番号札発券機を設置しています。発券機には①~③のボタンがありますので、該当する番号のボタンを押して番号札を取ってお待ちください。



### 国保に関する問い合わせ先

- ◆加入・脱退・保険料について  
資格・賦課チーム  
0798-35-3117・3118
- ◆高額な医療費・各種給付について  
給付チーム 0798-35-3120
- ◆納付書・口座振替について  
収納チーム 0798-35-3156
- ◆分納などの納付相談について  
滞納対策チーム  
0798-35-3091・3155